

標準必須特許とEU競争法

- 欧州連合日本政府代表部「EU競争法セミナー」
(2016年1月15日・ブリュッセル) -

ウィルマーヘイル法律事務所ブリュッセルオフィス

弁護士 杉本 武重

+32 2 285 49 69 (直通電話)

+32 499 054619 (携帯電話)

Takehige.Sugimoto@WilmerHale.com

WILMERHALE® 

WILMER CUTLER PICKERING HALE AND DORR LLP®

W 本日のテーマ

- I. 標準必須特許とEU競争法の関係の基礎 3
- II. 標準必須特許に関するEU競争法上の主要事件/論点 11
 - 1. Huawei v ZTE事件の欧州連合司法裁判所判決 14
 - 2. 欧州委員会のSamsungに対する確約決定 23
 - 3. 欧州委員会のMotorolaに対する決定 26
 - 4. Honeywell/DuPont(冷媒)に対する欧州委員会の審査 27
 - 5. 特許主張主体への対応 30
- III. 今後の展望 33



I. 標準必須特許とEU競争法の関係 の基礎

WH 特許と競争法の間には緊張関係はあるか？

特許権
独占権を創出



競争法は競争の
自由を保護する

- 特許法と競争法は相反するものではなく、どちらも同じ目的を持っている。
 - 特許法の目的は技術革新の促進。
 - 技術革新の促進は競争法の目的でもある。
- 競争上の懸念は、特許保有者が特許を特許権の目的を逸脱し、それらの不可欠な機能と相反するやり方で使用した場合にのみ生じる。



特許と標準(Standard)

- 特許は独占を認めるもので、**標準政策**は技術普及に着目していて一見対立するよう見えるが、いずれも技術革新のためのツール
- 標準には以下の2つがある。
 - 1) **標準化団体(Standard Setting Organization)(SSO)**(例: 欧州電気通信標準化機構(ETSI))で合意されるもの
 - 2) **事実上の業界標準**
- 互換性及び相互運用性を確保した新規及び革新的製品の開発を成功させるために**標準化(Standardization)**の必要性が高まっている。**標準化**により以下の状況が創り出される。
 - 生み出される利益: 相互運用性／技術革新
 - しかし、競争法上のリスクもある。
 - － ある技術の選択によりその他の技術が排除される
 - － 市場支配力に結び付く可能性



標準設定合意とEU競争法

- **標準設定合意は、たとえ、他の技術に比べて望ましいある技術を採用するための競合他社間の合意であっても、その望ましい経済的効果に鑑み、通常、TFEU第101条に違反しない。**

TFEU第101条

1. 加盟国間の貿易に影響を及ぼすおそれがあり、かつ域内市場内における競争を妨げ、制限し又は歪曲する目的又は効果を有する、事業者間のすべての協定、事業者団体のすべての決定及びすべての協調的行為、並びに、特に以下のものは、域内市場と両立せず、かつ禁止される。

(省略)

b) 生産、販売、技術開発又は投資を制限し又は統制すること

(省略)

2. 本条により禁止される協定又は決定は、当然無効である。

3. 但し、第1項の規定は、次の場合に適用することができない旨宣言することができる。

- 事業者間のすべての協定又は協定の類型
- 事業者団体によるすべての決定又は決定の類型
- すべての協調的行為又は協調的行為の類型

であり、製品の生産若しくは流通を改善すること又は技術的若しくは経済的進歩を促進することに寄与する一方、その結果生じる利益の不正な一部を利用者に留保するもの。但し、次のものを除く。

- a) 前掲諸目的を達成するために不可欠でない制限を関係事業者に課すもの、
- b) 事業者に対し、当該製品の本質的な部分について競争を排除する可能性を与えるもの。

WH 標準必須特許(Standard Essential Patent)

- 標準必須特許(SEP)とは、一定の技術標準を遵守するために使用しなければならない特許。すなわち、標準にとって必須の技術を保護する特許。
- しかし、SEPは市場において反競争的行為に出る可能性のある市場支配力をSEP保有者に対して与え得る
 - 競合他社にライセンスを行わないことで市場から締め出しユーザーであるSEP使用者に「不当な高価格を課す」
(ホールドアップ)
 - 過度の実施料を搾取する
 - ライセンシーが通常では合意しないようなクロスライセンス条項を設定する
 - ライセンシーに対してSEPに対する非有効性又は特許不抵触のクレームを放棄させる。



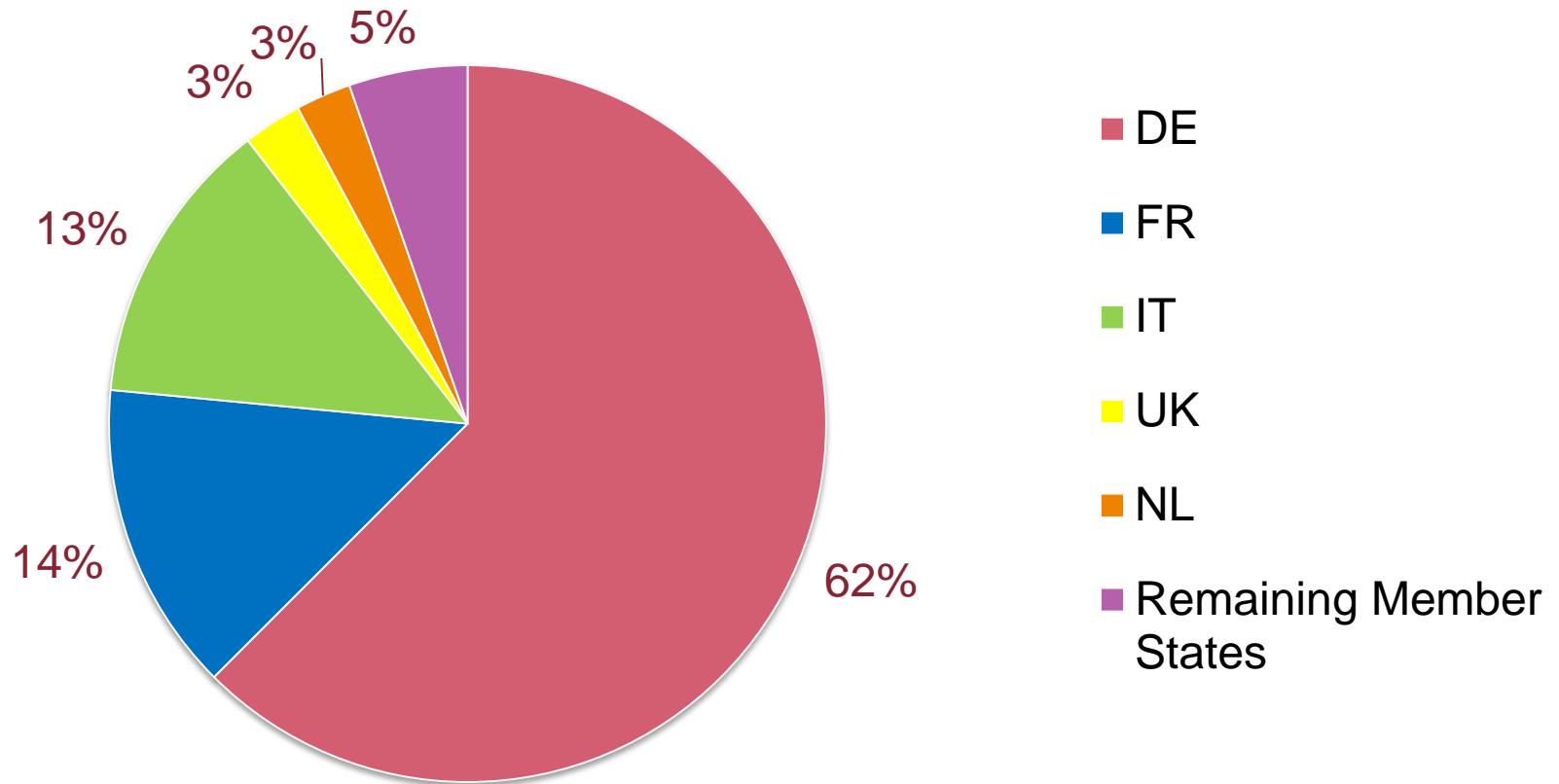
SEPとFRAND約束

- 企業がSEPを保有する場合、SEPは企業に対して大きな市場力を与え得る。従って、標準化団体は通常その会社に対してSEPをFRAND(Fair, Reasonable And Non-discriminatory)条件でライセンスすることを約束するよう要求する。
- **FRAND約束**は、全ての市場参加者が標準に効果的にアクセスすることを確実にし、単一の**SEP保有者**による「ホールドアップ」を防ぐことを意図している。
- FRAND条件によるアクセスは消費者が相互運用性のある製品を広範に選択することを可能にする一方で、**SEP保有者**がその知的財産権(IPR)に対して適度に利益が得られることを確実にする。



EUにおける特許訴訟の概観

2011年における加盟国毎の特許侵害訴訟の数



出典: Kühnen & Claessen, Die Durchsetzung von Patenten in der EU, GRUR 2013, 592

WH 主要なEU加盟国における差止請求権の状況

特許権に基づく差止請求権の行使の制限の在り方についてはEU加盟国裁判所間で見解が一致していない。

国(関連条文)	差止請求権の状況
ドイツ (ドイツ特許法第139条、ドイツ民法第242条)	特許権侵害があれば、原則として差止請求は認められる。なお、差止請求権の行使が 権利の濫用 に当たる場合には、信義則に関するドイツ民法第242条に基づき、差止請求権の行使が制限される可能性がある。
フランス (フランス知的財産法L615-3条参照)	フランスにおける特許侵害の差止請求権は、侵害が認められた場合に、特許による発明の独占を回復させるために認められる当然の権利。特許権の侵害という客観的要素が存在する以上、裁判所には差止めを命じる義務があるため、強制実施権が認められ差止がそれと矛盾する場合を除き、裁判官は 差止請求を棄却することができない 。
英国 (英国1977年特許法第61条第1項)	英国特許法上の差止めは 衡平法上の救済方法 であり、差止命令を出すか否かは 裁判所の裁量 に属するが、終局処分としての差止は特許権侵害が認められれば通常は認められる。



II. 標準必須特許に関するEU競争 法上の主要事件/論点

WH SEPに関するEU競争法上の主要事件/論点

- FRANDライセンスの実務を知る上で重要な最近の三つの事件。標準化団体のSEPに関する事件
 - Huawei v ZTE事件のCJEU (欧州連合司法裁判所)先行判決(2015年7月)(後記1)
 - 欧州委員会のSamsungに対する確約決定(2014年4月)(後記2)
 - 欧州委員会のMotorolaに対する決定(2014年4月)(後記3)
- 事実上の業界標準に関するTFEU第102条・第101条違反被疑事件
 - Honeywell/DuPont(冷媒)に対する欧州委員会の審査(後記4)
- 特許主張主体(Patent Assertion Entities)(PAE)への対応(後記5)



FRAND事件の起源

- MotorolaおよびSamsungの両社に対する欧州委員会の調査は、ドイツにおける長年の特許訴訟に端を発するものであった。
- いずれの事件においても、Appleは、MotorolaおよびSamsungが意図したFRAND条件(しかし実際には法外な条件)での実施料の要求を受け入れなかったため、差止処分を受ける恐れがあった。
- 欧州委員会は2012年前半にEU競争法に基づく調査を開始。この調査は2014年4月に終了し、Motorolaに対しては侵害を認める**正式決定**が下され、Samsungには**確約決定**が行われた。
- 2015年7月のHuawei v ZTE事件CJEU判決は、Huaweiが自社のLTE技術に関連するSEP侵害を主張してZTEに対する差止を求めていたデュッセルドルフ地方裁判所からの付託に基づくものであった。



1. Huawei v ZTE事件判決

概要

- 本判決は、SEP保有者(Huawei)が支配的地位にあり、かつ標準化手続の中でFRAND条件に基づくライセンス付与を約束していた場合、SEP保有者がTFEU第102条に違反することなくSEP使用者(ZTE)に対して裁判所に差止請求を行うことができるようになるのに先立って、**特別な要件**を満たさなければならないことを明確にした。
- 本判決は、ライセンス交渉に関し役立つ指針を提供するものであるが、依然として多くの論点が残っている。

TFEU第102条(支配的地位濫用の禁止)

1又はそれ以上の事業者が域内市場又はその実質的部分における支配的地位を濫用することは、加盟国間の貿易が受けるおそれがある限りにおいて、域内市場と両立せず、かつ禁止される。かかる濫用は特に以下の場合にあり得る。

- a) 不当な購入価格、販売価格その他の不当な取引条件を直接又は間接に課すこと、
- b) 生産、販路又は技術開発を消費者の利益に反するように制限すること

(以下略)



1. Huawei v ZTE事件判決 背景(1)

- Huawei(**SEP保有者**)はLTE標準に該当するSEPを保有していた。Huaweiは、2009年3月、電気通信標準化機関である欧州電気通信標準化機構に対し、FRAND条件で当該SEPに関してライセンスを付与する約束をしていた(**FRAND宣言**)。
- 2010年11月から2011年3月末まで、Huawei及びZTE(**SEP使用者**)は当該SEPについてライセンス交渉を行ったが、ライセンス条件について合意に達することができず、HuaweiはLandgericht Dusseldorf(ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所)へ差止請求及び損害賠償請求訴訟を提起した。
- デュッセルドルフ地方裁判所は、2013年4月5日、HuaweiのSEPを侵害していることが疑われる、すなわち、**SEP使用者**であるZTEに対して、**SEP保有者**であるHuaweiによって提起された差止訴訟に関連し、CJEUに対し5つの質問を付託した。



1. Huawei v ZTE事件判決 背景(2)

- ZTE(SEP使用者)は、ライセンス交渉を行なう意思があったため、**欧州委員会によって確立されたアプローチ**の下ではHuawei(SEP保有者)による**支配的地位の濫用**(TFEU第102条)を成立させるのに十分であると主張した。
- Huaweiは、オレンジブック・スタンダード事件連邦通常裁判所(ドイツにおける最終の上訴審)2009年5月6日判決(「**オレンジブック事件判決**」)の判例法を示し、ZTEは「付随条件なしの申出」を行いかつ実施料を払う必要があったのにもかかわらず、これらを行っていなかったことを指摘した。
- CJEUは、その結果、標準化機関に対してFRAND条件でライセンスを第三者に付与する旨の約束を行っていた**支配的地位(dominant position)**にありSEPを保有する事業者が、当該SEPの侵害差止、または製造に当たって当該SEPを使用している製品の回収を求めて特許侵害訴訟を提起することが、いかなる場合にTFEU第102条の規定に反する**濫用(abuse)**を構成するのかについて検討を行った。



1. Huawei v ZTE事件判決

支配的地位(dominant position)

- CJEUは、**SEP保有者**が当該SEPの保有自体を理由として自動的に支配的地位を有することになるかどうかという問題については言及しなかった。
- そのため、**SEP保有者**が標準にとって必須である特許(すなわち、SEP)の保有によって支配的地位にあるとされるかどうかという問題は依然として未解決のままである。
- この問題はデュッセルドルフ地方裁判所によって付託された質問の範囲外であった。



1. Huawei v ZTE事件判決 濫用(abuse)

- CJEUによると、濫用の存在に関する確立した判例法では、IPRの保有者による当該IPRに関連する独占権の行使は、**例外的な状況 (exceptional circumstances)**下においては、TFEU第102条の意味における濫用となる可能性がある。
- CJEUは、(i)問題の特許が標準化機関によって策定された標準に必須の特許であり、当該標準に適合する製品を製造することを構想する全ての競合他社にとってその使用が不可欠なものであること、及び(ii)当該特許のSEPとしての地位は、当該特許の保有者が標準化機関に対しFRAND条件に基づいてライセンスを付与する旨の取り消し不能の約束を行った代わりに得られたものであることに基づき、以前の判例法と区別した。
- 当該FRAND約束は第三者の側に実際にFRAND条件で**SEP保有者**がライセンスを付与するであろうとの正当な期待を抱かせる。当該状況下では、**SEP保有者**によるライセンス付与の拒絶は、原則としてTFEU第102条における「濫用」を構成し得る。



1. Huawei v ZTE事件判決

ライセンス交渉へのアプローチ(1)

- CJEUは、SEP保有者によるSEP使用者に対する侵害の差止または製品の回収を求める訴えの提起が、**特別な要件**を満たす場合には、濫用的と見なされることはないことを明らかにしている。
- CJEUは、侵害差止を求める訴えが濫用的であるかどうかは、SEP保有者とSEP使用者による種々の行為によると指摘する。



1. Huawei v ZTE事件判決

ライセンス交渉へのアプローチ(2) 特別な要件

- 1) SEP保有者は、訴えの提起前に、SEP使用者へ通知し又はSEP使用者と協議を行わなければならない。言い換えれば、SEP保有者はSEPを特定し当該SEPが侵害された方法を特定することによってSEP使用者に対し警告を行わなければならない。
- 2) SEP使用者はFRAND条件でライセンスを受ける意思がある旨を表明しなければならない。
- 3) SEP保有者は、実施料の額及び当該実施料の算定方法の特定を含め詳細なライセンスの申出をFRAND条件で書面によって提示しなければならない。
- 4) SEP使用者は、当該分野で広く認められた商慣行(recognised commercial practices in the field)に従い真摯に(in good faith)当該申出に対応しなければならない。この点は客観的要因(objective factors)に基づいて検証されなければならない。とりわけ遅延戦術(delaying tactics)の意味合いを含んではならない。
 - a) SEP使用者が当該申出を受け入れない場合には、直ちに、書面でFRAND条件の具体的な対案を提出しなければならず、そうでなければ、SEP使用者はSEP保有者の行為が濫用であると抗弁することができない。
 - b) SEP保有者とSEP使用者の間で合意に至らない場合、SEP使用者は、過去の使用回数を参照し適切な担保(例:銀行保証の提供または必要額の供託)を提供し、さらに過去のSEPの使用行為に関する会計の報告をしなければならない。
- 5) CJEUはFRAND条件について合意に至らなかった場合、実施料率の決定は、同意に基づき遅滞なく独立した第三者による裁定によって行う。



1. Huawei v ZTE事件判決 結論の出していない問題の例

- FRAND実施料率とは何か？
 - Motorola、Samsung及びHuaweiの各事件における問題は価格設定(すなわちFRAND実施料率)であった。しかし、欧州委員会は、価格設定に関する判断を下さなかった。
- ポートフォリオライセンスへのアプローチ
- 事実上の業界標準のSEPの濫用の場合の取扱い
- 特許主張主体(Patent Assertion Entities: PAE)への対応



1. Huawei v ZTE事件判決

日本企業への影響

- Huawei事件のCJEU判決により、SEPのライセンス交渉に関する一定の手続きが設定された。
- 欧州で事業を行う日本企業も、同判決において定められた**SEP保有者**及び/又は**SEP使用者**の義務を履行するように注意すべきである。従わなければ、EU競争法違反(**SEP保有者**の場合)またはIPR侵害(**SEP使用者**の場合)が生じ得る。



2. Samsungに対する確約決定

- SamsungによるSEPに基づく差止請求が濫用的であったという欧州委員会の予備的な見解
- 法的拘束力を持つ5年間の確約
 - EEA内で携帯電話のSEPに基づく差止請求を行わないこと
 - ライセンシーが指定されたライセンスの枠組みの中で契約を締結する場合
 - 当初12ヶ月の交渉期間
 - 合意に至らない場合は、第三者がFRANDの決定を下す。
 - 双方が選択する場合は裁判所に持ち込まれる。
 - 双方が合意する場合は仲裁が行われる。

2. Huawei判決とSamsung確約決定の異同

	内容
共通点	<ul style="list-style-type: none">FRAND宣言のあるSEPに適用される。CJEUの「適法な期待」という理由付けは非標準化団体のFRAND付きのSEPにも同様の要件が適用されるべきという主張にもつながる可能性がある。SEP保有者は差止請求以外の請求を行うことができる。SEP使用者は、ライセンス交渉と並行して及びライセンス契約締結後に、有効性、不可欠性及び違反を争うことができる。
相違点	<ul style="list-style-type: none">Huawei判決のライセンス交渉のルールでは、SEP使用者が遅延戦術を用いてはならないが、期間が特定されていない。Huawei判決ではセーフハーバーがない。Samsung決定においては、SEP使用者が裁判所又は仲裁機関が設定したFRANDの実施料に合意すれば「ライセンスを受ける意思」がある。Samsung決定においては、SEP保有者は交渉の申出のみ行う必要がある。Huawei判決ではSEP保有者はSEP及び実施料案を含むライセンス申出を示す必要がある。Huawei判決では、担保の提供又は必要額の供託、会計の報告が必要。Samsung決定では、どちらの当事者も非SEP(又は異なる標準のSEP)のクロスライセンスを主張できない。Huawei判決は何も触れていない。



2.Samsung/Motorola/Honeywell事件の比較

	2. Samsung事件	3. Motorola事件	4. Honeywell事件
調査開始	2012年1月	2012年4月	2011年12月
申告者	Apple	Apple	Arkema
関連条文	TFEU第102条	TFEU第102条	TFEU第101条及び第102条
被疑事実	SamsungのSEPに基づく幾つかのEU加盟国における差止請求	ドイツにおけるMotorolaのSEPに基づくAppleに対する差止請求及び差止命令執行	TFEU101条: 共同開発、共同ライセンス及び共同生産に関する合意 TFEU102条: 冷媒が標準化団体において選定されている間の特許の不開示。FRAND約束でのライセンス不供与
異議告知書	2012年12月	2013年5月	2014年10月 (TFEU101条の違反のみ。欧州委員会はTFEU102条に関する被疑事実を審査することをやめ、そのかわりにHoneywell及びDuPontの合弁事業における競争制限をTFEU101条に違反すると予備的に結論付け、当方が知る限り現在も審査は進行中)
最終決定	欧州委員会がSamsungによるライセンス確約を受理し確約決定	欧州委員会がMotorolaがTFEU第102条に違反したと正式決定	未決定
制裁金	賦課せず	賦課せず	未決定
対象特許の性質	携帯無線通信の重要な業界標準技術である欧州電気通信標準化協会の3G UMTSに関連するSamsungのSEP	携帯無線通信にとっての重要な業界標準であるGSM標準の一部である欧州電気通信標準化協会のGPRS標準に関連するMotorola MobilityのSEP	Honeywell及びDuPontは自動車用エアコンの新しい冷媒(1234yf)の特許を取得した。米国自動車技術者協会は、新車に対して2015年から、全ての車に対して2017年から発効するEUの新しい地球温暖化制限に適合させるため、R-1234yfが地球規模での旧冷媒R134aの適切な代替であることを合意した。 事実上の業界標準としてのSEP



3. Motorola事件決定

- 2007年～2010年：Apple/Motorola間でライセンス交渉。その後決裂
- 2011年4月：MotorolaがドイツでSEP使用の差止請求
- 差止を回避するため、Appleがいくつかのライセンス案（「オレンジブック提案」）を提示
- Appleは欧州委員会に申告を行う。
- 欧州委員会は、Appleの第2回のオレンジブック提案を行った時点から、同社をライセンスを受けようとする意思のあるライセンシー（Willing Licensee）と見なすべきであると判断した。
- その提案が行われた後のMotorolaによる差止請求は支配的地位の濫用に当たる。



4. Honeywell/DuPont(冷媒)事件(1)

背景(1)

- 2006年、EUの立法機関は、自動車用エアコンからの排気に関する2006/40/EC指令(自動車用エアコンに関する欧州指令、いわゆる「MAC指令」)を採択した。MAC指令は、EUにおいては同指令の要件に適合するフッ素系温室効果ガスを含むエアコンを装着した車両のみ認可され得ると規定している。MAC指令はエアコンに使用する特定の化学物質を規定していないが、エアコンに使用する化学物質は地球温暖化係数が150以下であることを求めている。
- 2009年の米国自動車技術者協会(Society of Automotive Engineers。以下「SAE」という)の共同研究プロジェクトにおいて、自動車業界は冷媒R-1234yfをMAC指令の要件を満たすものとして評価、合意した。それ以降、SAEインターナショナルは、例えば、エアコンの設計上の仕様、サービス機器、構成部品の認定手続等を対象とするR-1234yfの使用に関する一群の標準を採択した。自動車業界では、異なるエアコンに使用される冷媒の世界規模での互換性を確保するために、共通のエアコン冷媒を使用することに合意することが慣例となっている。R-1234yfは、自動車用エアコンに比較的小さな修正を施すだけで既存の冷媒R-134aを置き換えて使用できるといった理由もあり、R-744 (CO₂)のような他の冷媒を凌駕している。冷媒R-1234yfは今日MAC指令の要件を満たす唯一の入手可能な冷媒である。Honeywell及びDuPontは、冷媒R-1234yfの特許を保有しており、かつ世界中で唯一のR-1234yfの供給者でもある。
- 2011年以降、EU加盟国はMAC指令の基準を満たさないエアコンを装備した新規の車両型式を認可することは原則として許されない。R-1234yfの供給が不十分であったため、ECは2012年末まで従来の化学物質を引き続き使用することを認めざるを得なかった。2017年からは、EU加盟国はMAC指令の要件を満たさないエアコンを装備した自動車の販売及びサービスを禁止することが義務付けられる。



4. Honeywell/DuPont(冷媒)事件(2) 背景(2)

- 2011年4月のArkemaの申立に続いて、ECは2011年12月、TFEU101条の違反可能性に関してHoneywell及びDuPontに対し並びにTFEU102条違反の可能性に関してHoneywellに対して審査手続を開始したことを発表した。ECのプレスリリースによると、手続開始時点において、本審査では、Honeywell及びDuPont間で締結された共同開発、ライセンス及び生産契約が反競争的であるとする主張並びにHoneywellの市場支配的地位の濫用の主張が中心とされていたことが伺われる。また、Honeywellが全ての特許及び特許申請を適切に開示しなかったこと及びFRAND条件でライセンスを供与しなかったと主張されている。
- 本審査の背景には、R-1234yfについてのHoneywellの特許請求に関する一連の世界的な論争がある。特に、Arkema France、ダイキン工業、旭硝子、Daimler AG、ACEA(欧州自動車工業会)、BMW AG、Mexichem、Solvay Fluor等は、Honeywellが自動車用エアコン用の新たな特定用途として改良型HFO-1234yfを付け加えるために一群の化学物質系統に関する既存特許に対する補正を2009年末に取得した後、欧州特許庁(European Patent Office。以下「EPO」という)に対して正式な異議を申し立てた。R-1234yfが知られるようになってからしばらく経つが、自動車用エアコンへの使用は新しいものであった。EPO異議部は2012年3月にHoneywellの特許を取り消す決定を行ったが、Honeywellは当該決定に対してEPO審判部に控訴した。



4. Honeywell/DuPont(冷媒)事件(3)

ECの2014年10月22日付異議告知書

- ECはHoneywellおよびDuPontが2010年に開始した新しい自動車用冷媒(R-1234yf)の数本の生産協定が同冷媒の利用可能性および技術開発を限定し、R-1234yfの市場における競争を制限することで、TFEU101条に違反した可能性があるという予備的結論を発表。
- 2007年から2009年のHoneywellのR-1234yfの評価中の行為(TFEU102条の該当性)をさらなる審査の対象としないことを明らかにした。
- ECの予備的発見事項は両社のR-1234yfの生産に関する協定は両社の意思決定の独立性を減少させ、競争制限効果を生じさせたというものである(TFEU101条違反)。これらの効果には本来であれば市場に出回ったはずの利用可能な新しい冷媒の数量の限定および関連する技術開発の限定という効果が含まれる。



5. PAEへの対応(1)

PAEとは?

- 特許主張主体(Patent Assertion Entity; PAE)の行動:
 - 期待(FRANDの確約、ライセンスの約束)を創出し、または特許のない／主張のない環境に対する期待を生み、あるいはロックインを待った後に、「ホールドアップ」によりロックインを利用する。
 - PAEは高い実施料やクロスライセンス又はその他の条件を獲得するが、これらの条件は、IPによる技術革新の価値よりも高く、ライセンスを取得しない場合の切り替え費用や機会費用を反映したものになる。
- ホールドアップの対象はSEPに限られない。これらは商業的SEPや、不可避の特許ポートフォリオに関しても行われる。
- PAEもホールドアップ行為は可能である。
 - PAEは反訴を心配する必要がある可能性はある。
 - しかし、SEPの実施を伴うビジネスが小さければ小さいほど、弱みは少なくなる。PAEは反訴に関して脆弱ではない。



5. PAEへの対応(2)

EUにおけるアプローチ

■ 知財法によるアプローチ

- PAEによる差止請求に対するeBayの原則の適用
- リバースホールドアップ問題
 - 潜在的ライセンシーがライセンス交渉に不誠実な場合、差止めを完全に制限するとSEP保有者が適時にFRANDのライセンス料を確保できなくなる可能性
 - 差止請求権の行使を例外的に認めるなど、不誠実な潜在的ライセンシーへの制裁は確保されるべき

■ 競争法によるアプローチ

- 過度な要求の場合へのTFEU102条の適用
 - FRAND宣言がある場合
 - Motorola事件決定及びHuawei事件判決
 - FRAND宣言がない場合
 - Microsoft事件(相互運用性)、Rambus事件、オレンジブック事件判決?
- Honeywell/DuPont(冷媒)に対するECの審査



5. PAEへの対応(3)

DG COMPの立場?

Alexander Italianer前競争総局長の2015年4月21日付け演説

- 「しかし、そのバランスを覆す可能性のある新たな脅威の可能性は常につきまとう。それは空想の存在であるトロールを想起させる。「パテント・トロール」とは、特許を通じて金銭を稼ぐことだけを生業とする会社の呼称である。自らは何も製造せず、研究開発にも従事しない。これらの会社は通常、自らの特許への侵害を主張できる会社を相手取って訴訟を起こす。私は、「特許主張主体」すなわちPAEというより中立的な呼称の方が好ましいと思う。そのようなビジネスモデルを否定するつもりはないことを、私はここで強調しておくべきであろう。知的財産の執行および換金は完全に適法なビジネスの一方法である。
- これらの会社は現在までのところ欧州ではそれほど活動的でない。これには様々な理由があると思われる。第一に、欧州では敗訴した側が裁判費用を負担するので、訴訟を提起する者にとってのリスクが増える。第二に、損害賠償の金額が一般的に大幅に小さい。第三に、裁判所が専門化した特許裁判所であるので、結果の不確実性が小さくなる。しかし、我々の執行努力もその理由の一つであると私は考える。
- 我々は、特許主張主体を、その他の会社と同じ基準で取り扱う。」

新しい競争総局長であるドイツ国籍のJohannes Laitenberger氏の本論点に関する立場は？



III. 今後の展望



今後の展望

- 欧州委員会成長総局による特許と標準に関するパブリックコンサルテーションの結果
- Huawei v ZTE事件のドイツにおける裁判の行方
- Huawei事件判決後の残されたFRANDライセンスに関する論点
- 事実上の業界標準に関するライセンス交渉におけるTFEU第102条の適用
- PAEへの対応

今後の展望



特許と標準に関するパブリックコンサルテーションの質問事項(2014年10月)

- 1 通信業界及び家電業界において特許の標準化は一般的である。他にどの分野の標準化が、特許によって保護される技術を構成するのか、あるいは将来的に特許によって保護される技術を構成することになりそうか。
- 2 様々なルール及び実務が特許の標準化に影響を与えている。当該ルール及び実務のうちどれがよく機能しているか。当該ルール及び実務のうち、どれを維持し、及び/又は、拡大すべきか。
- 3 特許の透明性は、効率的な実施許諾と濫用的な行為の防止にとって特に重要である。標準化における特許の透明性はどのように維持/増進されるか。標準化機構の特許宣言制度についてどのような変更を行うことが、合理的な費用で標準必須特許に関する透明性を改善することにつながるか。
- 4 標準を構成する技術の特許が新しい所有者へ譲渡されることがしばしばある。当該譲渡によってどのような問題が生じるか。特許の標準化に影響を与える規則及び実務の有効性を損ねるような譲渡を防ぐためには何ができるか。
- 5 パテントプールは複合ライセンスの下で実施許諾を行うための数社の特許保有者の補完的な特許を組み合わせる。パテントプールが標準を構成する技術に関する特許の透明性及び効率的な実施許諾を確保するにあたり有益な役割を果たすのはどのような場合か。また、それはどのような方法で可能か。
- 6 多くの標準化機構は、標準を構成する技術の特許が、(当該概念の詳細を定義することなしに)「公正」、「合理的」、かつ「非差別的な」(fair, reasonable and non-discriminatory 「FRAND」という)条件で実施許諾されることを要求する。実務上、FRAND条件を適用するために役に立つ原則及び方法は何か。
- 7 幾つかの分野では標準必須特許が紛争及び訴訟を引き起こしている。標準必須特許に関する紛争の原因及び結果は何か。特許紛争を効率的に解決するためには、どのような紛争解決メカニズムを使用し得るか。
- 8 標準必須特許の保有者は、ロイヤリティの支払を拒絶し又はその支払を不合理に遅らせる標準必須特許の実施者に対し、どのように効果的に自らを守ることができるか。標準必須特許に基づく差止が(a)標準の実施から企業を除外し、又は(b)不合理、不公正又は差別的なロイヤリティを支払わせるために使われないことはどのようにすれば確保することができるか。